

平成 22 年 1 月 15 日

前証協第 81 号

金融庁監督局総務課

金融会社室 御中

東京都千代田区神田

三井住友海上小川

社団法人 前払式証券発行協会



(担当：黒澤、北村)

電話 03-3219-0601

事務ガイドライン（第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、
14 資金移動業者関係）（案）に関する意見について

標記ガイドライン（案）に関する意見を下記のとおり提出します。

記

1. 事務ガイドライン（第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係（案）
に対する意見-----別紙 1
2. 事務ガイドライン（第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係）（案）に
対する意見-----別紙 2

以上

(別紙1)

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係)(案)

に対する意見

H22.1.15

	該当条項	意見及び理由	備考
1	I-1-1(1)⑥	例えば、インターネット上でゲームや音楽をダウンロードする仕組みで、利用料を支払えば各月の利用回数が無制限となるようなサービスは、⑥の例外に該当するとの理解で良いか。	
2	II-1	前払式支払手段発行者が法令等遵守(コンプライアンス)態勢を整備するにあたり、社内規則等を策定する場合には、認定資金決済事業者協会の自主規制規則の趣旨を尊重し、これにそった内容となっていることが望ましいとの理解でよいか。	
3	II-2-2-1②	「帳簿作成部門以外の部門」とは、帳簿作成の担当者以外の者による検証が必要とされる趣旨であり、必ずしも新たに別個独立の部門を設けることまで要求されていないとの理解でよいか。	
4	II-2-3 II-2-3-1①③⑥	II-2-3 及びII-2-3-1①では、「利用者に関する情報」について、また、同③及び⑥では「個人である利用者に関する情報」について、それぞれ個人情報の保護に関する法律や同ガイドライン等に従った措置が求められているものの、利用者が特定される情報以外の情報についてまで、個人情報の保護に関する法律や同ガイドライン等に従った措置を求める趣旨ではないとの理解でよいか。	
5	II-3-2-1①ハ	払戻しの申出を行った利用者について、「もれなく」払戻しが行われているか、との記載となっているが、不正な払戻しの要求や、前払式支払手段発行者が抗弁を有する場合も想定される。 よって、「もれなく」という文言を削除し、「ハ. 払戻しの申出を行った利用者について、払戻しが適切に行われる措置を講じているか。」との文言ではどうか。	
6	II-3-2-1②イ	「払戻実績を期中にあっても正確に把握しているか。」とされているが、少額かつ大量の前払式支払手段を利用した取引において、時々刻々と変動する加盟店に	

		<p>よる払戻金額を、常に「正確に」把握することは困難である。</p> <p>そこで、「期中にあっても法令に定める額を超えることがないような措置を採っているか」としてはどうか。</p>	
7	Ⅱ-3-2-1②ロ	<p>「ロ. 法第 20 条第 2 項及び内閣府令第 42 条第 1 号又は第 2 号に基づき、利用者からの払戻請求に応じている場合には、利用者に対して払戻手続について適切に説明を行っているか。」とされている。払戻手続の説明として、例えば、当該前払式支払手段の利用規約に、以下のような記載をするのは適切か。</p> <p>(1)「事由のいかんを問わず、法律に定める範囲内で、払戻いたします。」</p> <p>(2)「原則として払戻すことはできません。ただし、利用者のやむを得ない事情による場合等法律の定めにより払い戻すことができる場合は、この限りではありません。」</p>	
8	Ⅱ-3-3-1②	<p>「②加盟店契約の締結後、加盟店の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合、速やかに解除できるようになっているか。」とされている点について、速やかに取引停止又は解除等の措置を採ることができることとしている場合は、加盟店契約に明示の解除条項がなくても差し支えないと考えるが、そう解してよいか。</p>	
9	Ⅱ-3-3-1③	<p>「加盟店が利用者に対して販売・提供する物品・役務に著しい変更があった場合等に当該加盟店からの報告を義務づけるなど、…当該変化を把握できる態勢を整備しているか。」とされている点について、当該変化によって公序良俗に反することとなっていないかを確認することができることとなっている場合には、加盟店契約において、報告義務が明示されていなくても差し支えないと考えるが、そう解してよいか。</p>	
13	Ⅲ-2-1(8)	<p>発行届出書及び登録申請書の記載事項のうち、システム管理の委託先に関する事項が記載されている場合があるが、情報の安全管理やセキュリティの観点か</p>	

		<p>ら、これらの情報を公衆縦覧に供するべきではないと考えられる。</p> <p>内閣府令別紙様式第 1 号及び第 3 号の第 3 面及び第 5 面は公衆縦覧の対象から除外することはできないか。</p>	
--	--	---	--

以上

(別紙2)

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)(案)に
対する意見

H22.1.15

	該当条項	意見等	備考
1	I-2-1	資金移動業者が法令等遵守(コンプライアンス)態勢を整備するにあたり、社内規則等を策定する場合には、認定資金決済事業者協会の自主規制規則の趣旨を尊重し、これに沿った内容の対応が望ましいとの理解でよいか。	
2	I-2-1-2-1(4)① ②注	「当該為替取引が犯罪行為に利用されたと認めるに足りる相当な理由がある場合又は口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると認めるに足りる相当な理由がある場合」とは、例えば、為替取引又は口座開設契約について警察から一定の照会が行われた場合が想定されているとの理解でよいか。	
3	I-2-2-1-1(3)②	内閣府令第29条第1項第1号ロのとおり、一定数の委託先、提携先が存在する場合においては、個別の委託先、提携先との委託報酬、提携手数料等については、その合計額又は計算方法のいずれかを示すことで足りるとの理解でよいか。 仮に、かかる理解でよいのであれば、その旨をガイドライン上において明確にさせていただくことはできないか。 個別の委託報酬額、提携手数料額までの情報提供が必要となると、企業の機密情報となる個別の委託先、提携先との委託報酬、提携手数料等が外部に具体的に明らかになってしまい、委託先、提携先との交渉に著しい支障が生じることが危惧される。	
4	I-2-2-1-1(3)③	内閣府令第29条第1項第2号ホの「為替	

	(注)の 2 つめの「・」	取引の内容に関し参考になると認められる事項」の例示の一つとして、「為替取引依頼後の当該為替取引に係る資金の状況を確認する方法」が挙げられているが、これは、例えば、「資金の受取人への到達状況については、ウェブサイトで確認できます。」という説明するなど、「確認する方法」の説明という理解でよいか。	
5	I-2-2-2-1③	「帳簿書類作成部署以外の部門」とは、帳簿書類作成の担当者以外の者による検証が必要とされる趣旨であり、必ずしも新たに別個独立の部門を設けることまでは要求されていないとの理解でよいか。	
6	I-2-2-2-1④(注2)	<p>受取人が商品等の代金の支払に受領資金を充てるスキームにおいても、受取人の代金支払が(注)2のイロハのいずれかに該当する場合には、未達債務が消滅するとの理解でよいか。</p> <p>例えば、受取人が商品等の提供者に送金を指図する場合、資金の第三者への送金指図として、ハに該当すると理解してよいか。</p> <p>また、受取人が受領する資金を前払式支払手段として受領する場合は、受取人が前払式支払手段を受領した時点で未達債務は消滅するものと考えられるが、この場合、イ～ハのいずれに該当すると考えるのが適当か。</p> <p>資金受領の方法については、多様な形態のサービスが想定されるため、商品代金に充てる場合、前払式支払手段で受領する場合の解釈を具体的に示していただきたい。</p>	
8	I-2-2-2-1④(注2)ロ	「受取人の資金移動業者等の預金口座に着金する」とは、具体的には、いかなる場面を想定しているのか。	

9	I-2-2-2-1④(注2)ロ	<p>資金移動業者自身が銀行を通じて、受取人の指定した銀行口座に送金する場合、現在の銀行実務では、着金の確認をするシステムが存在しないと解されることから、例えば、当該銀行との約定による日時に着金するものとして未達債務を把握するという運用でよいと解することはできないか。</p>	
10	I-2-2-2-1④(注2)ロ及びハ	<p>ロの「受取人」には送金人も含まれるとの理解でよいか（自己宛預金口座への送金は許容されるか。）。</p>	
11	I-2-2-3 I-2-2-3-1①③	<p>I-2-2-3 及び I-2-2-3-1①では、「利用者に関する情報」について、また、同③では「個人である利用者に関する情報」について、それぞれ個人情報の保護に関する法律や同ガイドライン等に従った措置が求められているものの、利用者が特定される情報以外の情報についてまで、個人情報の保護に関する法律や同ガイドライン等に従った措置を求める趣旨ではないとの理解でよいか。</p>	
12	I-2-3-1-1(4)①	<p>「システム部門から独立した内部監査部門」が定期的にシステム監査を行うこととなっているが、システムの監査は、専門の者が行う必要があることから、「システム部門」からの独立を要件とすると困難である場合も想定される。</p> <p>この場合、4頁 I-2-1-1 法令遵守（コンプライアンス）態勢等の第4段落「また、本事務ガイドラインの各着眼点に記述されている字義どおりの対応が資金移動業者においてなされていない場合であっても、当該資金移動業者の規模や特性などからみて、利用者の保護の観点から、特段問題がないと認められれば、不適切とするものではない。」との記載は、本項目</p>	

		においても同趣旨と理解してよいか。	
13	1-2-3-1-2(2) ① (注) 但し書	軽微なシステム障害について、全て報告を要するとは考えられないことから、「ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することその他の措置により、実質的には利用者に影響が生じない場合」として、必ずしも代替措置がない場合でも、利用者に対する影響が軽微な場合を除くこととできないか。	
15	II-2-1(2)①ハ	「なお、資金移動業において損失が生じた場合に、申請者が他に営んでいる事業による収益等によって、補填がなされる等、資金移動業の継続可能性に影響を及ぼすと考えられる特段の事情がある場合には、当該事情を考慮するものとする」との記載の意味は、例えば、資金移動業が軌道に乗るまでの期間において、資金移動業に損失が発生することが見込まれるような場合でも、他業による補填が可能であれば、かかる事情を考慮して登録の可否について判断されることになるという理解でよいか。	
16	II-2-1(2)②ロ	日本標準産業分類（総務省統計局作成）の「金融業」には「銀行業」が含まれており、「銀行業」には為替取引が含まれることからすると、次回の産業分類の改訂では、「資金移動業」が「金融業」に追加されることが想定される。 かかる産業分類を踏まえると、定款の目的の記載は、「金融業」など、必ずしも「資金移動業」という文言でなくても許容されるとの理解でよいか。	
17	II-2-2(3)②イ	本項目は、法第 53 条に基づく報告書とは別に、法第 54 条に基づく報告の命令を前提としている記載との理解でよいか。	

		(なお、「毎月」5月末は、「毎年」の誤記ではないか。)	
--	--	-----------------------------	--

以上